

五 「安政期薩摩藩の財政と山産物仕法―日州御手山を中心に」
(平成三〇年度)

東京大学大学院 博士課程 福元 啓介

論文の概要

【研究テーマ】 安政期薩摩藩の財政と山産物仕法 日州御手山を中心に	
【氏名】 福元 啓介	【所属】 東京大学大学院人文社会系研究科 博士課程
〔はじめに〕 本研究では、嘉永三年（一八五〇）より明治五年（一八七二）まで日向国諸県郡で実施された、薩摩藩の直営山林事業である日州御手山について分析し、当該機における仕法の意義と藩財政との関わりを明らかにすることを目的とする。特に御手山産物のうち白炭に注目し、主な販売先である大坂、および肥前佐賀との関係を中心的に扱う。 大坂との関係では、巨大炭商人・辰巳屋久左衛門の仕法との関わりを分析し、位置づけを行う。肥前との関係では、佐賀藩の大砲鑄造と白炭の関係について、薩摩藩・御手山側の史料から検討を行う。そのうえで、ふたつの市場におけるその後の展開と、仕法がもたらした影響について、安政期以降を展望する形で分析する。	
〔本 論〕 「一 大坂市場への白炭の進出」では、大坂における白炭販売の実態について、主に辰巳屋久左衛門との関係から分析し、大坂における山産物売捌体制を明らかにした。辰巳屋は仕法当初から白炭のうち小白炭の積極的な荷受を希望しており、藩の仕法もそれに応じて確立された。大坂では辰巳屋が白炭の売支配人として独占的な荷受を行ったが、この売支配人就任には、彼の銀主としての地位が反映されていたことを明らかにした。 「二 佐賀藩鑄砲事業と御手山産白炭」では肥前佐賀藩への白炭移出について御手山側の史料から検討し、御手山産の大白炭が、幕府の大砲鑄造御用をうけた佐賀藩に供給されていたことを明らかにした。佐賀藩は品川台場配備砲、幕府軍艦積載砲の鑄造御用を受けており、そのための燃料を薩摩藩に求めた。幕府御用という重要性から薩摩藩もこれに応じたが、船舶不足が常に問題となり、市場の動向をにらみつつ、御手山支配人の調整が必要とされていたことを指摘した。 そして「三 白炭市場の変化と辰巳屋一手売支配体制」では、前二章で明らかにした肥前・大坂への白炭移出のその後と、そこで生じた課題、藩の対応について検討した。大白炭は肥前、小白炭は大坂と販路の住み分けがあったものの、安政末年以降は肥前市場が縮小する。大坂市場の優位性がさらに高まり、売支配人の辰巳屋久左衛門も依然として小白炭の売捌拡大を志向していたが、その一方で辰巳屋の一手売支配体制の矛盾が、米屋善次郎一件として噴出する。一件で藩は辰巳屋を優先する判断をとり、日向の船主にしわ寄せが向かったことを指摘した。	
〔まとめ〕 安政期薩摩藩の日州御手山仕法は、ペリー来航後の政治情勢を政治情勢、および大坂銀主の存在が大きく影響しながら展開したものであった。御手山仕法は藩利を得るための国産政策に止まらず、阿部正弘政権の全国的な政治・軍事改革を支える働きを果たすことになった。しかしながら、有力大坂銀主に依存せざるを得ない藩財政のあり方に規定された仕法は、日向の御手山現地に様々な形で負担を強いることになった。	

安政期薩摩藩の財政と山産物仕法―日州御手山を中心に

福元 啓介

はじめに

(1) 本稿の目的と課題

本稿では、嘉永三年(一八五〇)より明治五年(一八七二)まで日向国諸県郡で実施された、薩摩藩の直営山林事業である日州御手山について分析し、当該期における仕法の意義と藩財政との関わりを明らかにすることを目的とする。

島津斉彬が、集成館事業に代表される多彩な事業を展開し、近代化・富国強兵にとめたことはよく知られる。いっぽうで、巨額の支出を伴うそれらの事業を、どのような藩財政運営のもとで実現していたのかについては、不明な点が多い。斉彬期の薩摩藩財政については、前代の調所広郷の改革がもたらした財政の安定化の延長で理解するのが、今なお通説と言えよう。無論、そうした前代からの継承の側面は意識しつつも、斉彬期に固有な財政運営の実態を明らかにする作業は、維新时期の薩摩藩を考えるうえでなお必要不可欠と言える。

そこで本稿では、斉彬期に行われた国産品政策の一つである日州御手山における山産物仕法に注目する。日州御手山は、試験的なものも多かった斉彬期の諸事業の中でも多くの利益を上げた事例とされる¹。安政元年(一八五四)四月から同四年三月までの三ヶ年に、金九五〇二両あまりを産物売払代として計上されており(諸経費を差し引いた利潤にして七八二五両)、これは他の事業には見られない

突出した額であった。

こうした特徴もあり、日州御手山については、右に述べた本稿の視角とほぼ同様の問題意識から上原兼善氏がすでに検討を行っている²。上原氏は仕法の性格について、同藩特有の領主権力による強力な統制を伴いつつも商業資本への対応に一定の変化があり、「天保期と違って、安政期の林産物仕法は、一定の民利を保証する形で、労働力や商業資本の編成がなされていたことを大きな特徴としていた」³。「単に商品として領外市場へ投下されるばかりでなく、それらを利 using して領内の殖産が模索されていた」⁴。斉彬政権の開明的・積極的な国産政策の側面⁵と評価している。単純な藩利のみに収斂しないかたちで仕法が展開したことを指摘したものと言える。

右のほか、日州御手山に関する先行研究としては、『日向木炭経済史』⁶が御手山経営の発足と生産形態・生産技術を整理しており、松下志朗氏は、赤江川筋通船との関わりで御手山仕法の先行研究を整理し事業を概観、産物の販路拡大についても概括している⁷。本稿もこれらの諸研究による整理・分析の成果に負うところは大きいが、課題として次の二点を挙げたい。

まず一点目は、大坂市場との関わりに関する分析の不十分さである。御手山産物のうち最も利益を上げた産物は、「表一」に示すように櫓木・櫓角、そして炭(白炭)であった。特に白炭は仕法の確立期から注目されており、後者の移出・販売先は主として大坂であった。この点について先行研究では、炭商人・辰巳屋久左衛門を引き受け手とすることで大坂の炭市場への進出が果たされたことを指摘

し、出荷数等を明らかにしている。しかしながら、「炭に関して言えば、販売市場の大坂優位は動いていない」「地理的な条件や旧来の取引などの歴史的事情が働いて、大坂市場は日向国ではその優位性を崩されることはなかった」^ハあるいは「良質の商品を求める打算的な老舗商人の辰巳屋の意向にかなってはじめて可能となった」^ルとする

【表一】御手山産物3ヶ年売立高・利潤（嘉永7年4月～安政4年3月）

	売立高	売立代（銭）	諸経費（銭）	利潤（銭）
櫓木 櫓角	4,604 挺 60 挺	56,716,362 文	25,660,753 文	31,055,609 文
大小白炭	168,738 俵	64,540,183 文	54,080,050 文	10,460,133 文
山餅 岩餅 楊梅皮 黄蘗	1,230 挺 214 挺 1,627 挺 498 挺	14,493,075 文	7,790,663 文	6,702,412 文
柞灰	1,760 箱	7,875,000 文	2,106,500 文	5,768,500 文
椎皮	35,024 束	19,179,780 文	14,520,836 文	4,658,944 文
三太丸樽木 底樽	5,028 丸 637 丸	6,753,684 文	3,333,794 文	3,419,886 文
椎櫓腕	2,631 挺	3,318,733 文	1,665,055 文	1,653,674 文
柞櫓木 櫓・櫓小角 櫓もち板 櫓權 櫓鎌籠	2,941 俵 474 挺 490 枚 235 挺 249 挺	2,269,174 文	868,316 文	1,400,858 文
椎茸	145 箱	2,552,047 文	1,842,488 文	709,555 文
黒炭 雑灰 樵木	15,648 俵 10,466 俵 14,849,100 目	6,078,163 文	5,390,256 文	687,907 文
合計		183,776,225 文	117,258,731 文	66,517,490 文 (金9502両1步2朱 銭866文)

「日州御手山三ヶ年大意総覧帳」（山元家文書）より作成。数字はママ

炉の燃料に用いられていたことが紹介されている。^三石炭を用いた鑄造が思わしく進まなかった佐賀藩では、近隣地域から調達できる良質な白炭を燃料とすることを決定していた。御手山産白炭の肥前への移出を、主に肥前陶磁器の生産に用いられたと評価してきた先

のみで、辰巳屋を引き受け手に大坂を主たる販売先とした「歴史的事情」が如何なるものであったのかへの言及はななく、大坂市場が「優位」たりえた理由や、辰巳屋の下での販路の実態などは未検討なままである。同様のことは、他の御手山産物についても共通する^四。薩摩藩にとつて、大坂は当該期においても依然として財政運営の要の地であった^五。御手山仕法と大坂市場との関わりを検討する必要がある。

二点目は、一点目と同じく白炭に関連して、当該期に固有の需要に対する御手山仕法の関わりである。当該期に固有の需要とは、ペリー来航後、大砲鑄造が盛んにおこなわれる中での、燃料としての炭の需要である。周知のとおり、嘉永六年（一八五三）六月のペリー来航以降、幕府・諸藩の政治的・軍事的諸改革が加速する。在来の技術を動員して諸藩で大砲鑄造が盛んに行われるのみならず、幕府や薩摩藩も含む一部の藩では反射炉の建造が進められた。そのなかで、御手山産白炭が薩摩藩の礮反射炉で燃料に用いられたことはすでに指摘されている^六。しかし近年の佐賀藩反射炉研究により、日州御手山炭が佐賀藩において反射

行研究の見解^{一四}は修正されるべきであろう。そのうえで、改めて肥前佐賀藩への白炭の移出を、御手山仕法全体の中で理解する必要がある。日州御手山仕法を単なる国産品政策のひとつとしてのみ捉えるのではなく、当該期の、藩を超えた全国的動向との関わりの中で位置づけることにもつながるだろう。

以上の課題に基づき、本稿では日州御手山産物のうち、特に白炭を中心に分析を行う。第一章では大坂における白炭販売の実態を、主に辰巳屋久左衛門との関係から明らかにする。第二章では肥前佐賀藩への白炭移出について御手山側の史料から検討し、仕法との関わりを検討する。そして第三章では、前二章で明らかにした肥前・大坂への白炭移出のその後と、そこで生じた課題、藩の対応について検討し、安政期薩摩藩にとっての御手山仕法の位置づけを考えた。い。

(2) 日州御手山の概要

日向における薩摩藩の山産物仕法は、島津斉彬の藩主襲封以前、調所広郷の改革下で用意されていた。調所は「近年所々山々殊之外伐難御手薄罷成」として、炭山・椎皮山・椎木山・柞灰山などの他国商売山の一部を差留め^{一五}、植林を推進するなどして林産資源の確保にとめたほか、内用掛山奉行を設置して林産物の国産化を企図していた。嘉永元年の調所の死によってこれらの事業が本格的に着手されずに終わったものの、斉彬により事業は引き継がれ、本格的に展開する。日向の関外四ヶ郷（高岡・穆佐・綾・倉岡）に「御手山」が設定され、内用掛山奉行に樺山資智、同見習に美代良八、そ

して「御手山支配人」に山元莊兵衛が任命された。御手山では白炭・黒炭・櫛木・椎皮・柞灰・椎茸・樟脳などが生産され、江戸・大坂・長崎等へ出荷されていた。

山奉行のもとで御手山の経営を実際に担ったのが、御手山支配人・山元莊兵衛とその子弟である。山元莊兵衛（寛政七年（一七九五）生、安政二年（一八五五）歿）は、鹿児島城下の山元藤兵衛五男として生まれ、「樟脳製造を旨とし、山産物等の営業人ニして、樹木を愛し、第一楠ノ実子ノ植立ヲ發明」^{一六}するなど山林経営の巧者であった。はじめ樟脳山小頭職、天保十五年には楠実植付・諸木御仕建掛に任命され、嘉永三年より御手山支配人として日州御手山の経営にあたった。莊兵衛の死後は長男藤助が、藤助死後は実弟正助がそれぞれ支配人を継いで山林経営を行った。また莊兵衛の弟長兵衛、三男猪八を含め、一族はそれぞれ山林経営に精通していた。本稿で主に検討素材として用いるのは、この山元家の文書となる。

(3) 史料について

最後に、本稿で扱う史料について述べる。本稿では基本的に、御手山支配人であった山元家で作成され、同家に伝来した「山元家文書」を典拠とする。同文書は現在、宮崎市の天ヶ城歴史民俗資料館に所蔵されている。御手山支配人の立場で山元が作成・授受した文書であり、藩への伺などは同家で覚のため作成された写という形で見ることができる。

同文書は、その一部が『日本林制史資料』鹿児島藩篇^{一七}（以下、『林制史資料』と表記）に「山元氏記録」として収められており、

先行研究においても参照される。しかしながらこの『林制史資料』収録「山元氏記録」は、『林制史資料』編纂を担当した農林省山林局が昭和六年に「公爵島津忠重」所蔵の史料を借用し謄写したものであり^{一八}、山元家に伝来していた原文書を底本とするものではない。

この『林制史資料』の底本である島津家所蔵「山元氏記録」は、明治から昭和初期にかけ旧鹿兒島藩主島津家の家史編纂・史料蒐集機関として存在した「公爵島津家編輯所」が蒐集・作成した謄写本である「島津家本」(東京大学史料編纂所蔵)^{一九}に含まれるものであり、これは大正十・十一年にかけ島津家側で「宮崎県宮崎町上野町 山元正太郎氏所蔵原本」をもとに作成した謄写本である(所蔵番号…島津家本^{一〇}II-3-67-1)。

そこで、筆者が現存する「山元家文書」原本と対照したところ、全十一冊からなる島津家本「山元氏記録」はおおむね謄写元の原文書が「山元家文書」に残っているものの、一部に原文書では散逸したと思しき文書が存在している(冊八・九)ほか、原文書では欠落あるいは汚損等により判読不能となつてしまつた部分があり、「山元氏記録」には完全な形で収録されている場合があつた(冊六・七)。よつて本稿では、この島津家本「山元氏記録」も活用しながら分析を行いたい。

一 大坂市場への白炭の進出

(1) 御手山仕法の確立と大坂商人辰巳屋久左衛門

白炭の大坂市場への進出が本格的に始まるのは、嘉永四年末から

である。この前年、御手山支配人となつた山元荘兵衛は、近隣からの竈人山師の雇用や、炭焼き立ての竈数の確保を進めており、同年十月には具体的な生産高の見積もりを藩へ報告するに至つていた^{二〇}。そのうえで、同年末にサンプルとして白炭八百俵・小白炭三百俵・黒炭二百俵を、大坂の炭商人・辰巳屋久左衛門方へ「細々致吟味呉候様御預ケ」ることになつた。白炭には大・小の二種類があり、大炭は赤樫などの堅木八・九〜二・三尺廻までのもので、成長した古木を焼きたてる大振りのもの、小白炭は樫木のほか雑木を取り混ぜ、四・五尺廻を上限に、一・二尺廻までの小ぶりなものとされる^{二一}。表面は白色で堅く緻密で火持ちも良く、日向産の炭は紀州産に匹敵する高い評価があつた^{二二}。

炭を預かつた辰巳屋は、飴肥炭よりも高い評価を御手山炭に下した。そのうえで荘兵衛に対して「其後私参呉候者、炭中買共召寄得と対談為仕申度」との意向が伝えられ、翌年正月十八日、荘兵衛は大坂で辰巳屋と、彼の引き連れた炭問屋・炭仲買と対談することになつた。

このとき、辰巳屋からは支配人三名、ほかに「大坂炭問屋上達」を含む炭問屋・仲買四名が集まつた。彼らは「薩州様御産物御永続」を願い、荘兵衛から値段の不振に対する懸念を伝えられても「薩州様御産物之一派」を立てれば人気も進むだろうとして、白炭の引き受けに強い要望が寄せられていた。なかでも大坂商人たちが特に要望したのは、小白炭と呼ばれる白炭であつた。次に示すのは、この時の荘兵衛と炭問屋・仲買の協議の様子を藩に報告した口上の控で

ある。辰巳屋をはじめとする大坂炭商人側の要望に対し、壯兵衛が応答している（以下、本稿で引用する史料中における傍線、括弧内は筆者）。

「史料一」「白炭并小白炭其外御売捌之儀共大意奉申上候覚写」^三

一、白炭之儀者自然人氣引起可申儀別条無御座候得共、釜屋等之職屋而辰巳ニ相用候儀ニ而、先ツ差扣候程之事ニ而、夫とても大粧之事ニ御座候得共、今一条手近ク奉願候者、小白炭之御焼立之儀ニ御座候、大木を御除キ被下、何木ニ而も小キ堅木ヲ以、譬枝相交り候而茂其姿相見得候品多、土州長杯（つば）と唱候様ニ御仕出相成申候得者、甚氣受宜、諸人日用并職屋迄も手広向口宜御座候付、譬何拾万何程被仰付候而茂、手早く相捌候訳ニ御座候間、御願被給度との趣ニ付、小白炭之儀者当分纒小竈三ツ位之事ニ而、此節試ニ為仕登相成り候迄之儀ニ御座候、本大小木之場所者沢山ニ而運送宜敷、所々者往年大木相成候後、白炭焼方等格別之儀と致愚慮、私方役筋江茂可成不伐様申出置候得共、右仕合ニ付而者算当さへ宜御座候得者、白炭之儀者前ニ申上候通遠山ニ而六ヶ敷御座候得共、夫より最安被考候とて、凡山形之儀共相咄申候処、大ニ関心仕申候、乍然私決着難仕、いづれ相続慥成筋を以役筋江申出、是非焼立合成候様精々相働可申候間、右仕建方大坂江永続向口之儀共猶々無御腹藏御差図被成給度と相答申候処、委細承知仕候、追而書付可差上とて皆々打解候躰ニ而、適御発起（ごん）被為遊候御事ニ付、是非御永続被成下候得者、皆以難有仕合奉

存候間、御働可被下と申事ニ御座候、朝五ツ半時分る七ツ過迄良三時余及永談罷帰候

大坂商人は、鋳物師などの需要のみでもそれなりの規模が見込めるとしつつ、それよりもまず小白炭の増産と販売を要望する。小白炭は小木からの生産が可能で、多少の枝交じりなどがあっても問題なく、幅広い需要が見込めるので何万俵であろうとも手早く売捌くことができるという。対する山元莊兵衛は自身の一存での判断は保留しつつも、大坂での売捌きを前提に、辰巳屋たちへ今後の協力を申し合わせる事となった。さらにこの翌々日にも再び辰巳屋久左衛門の支配人・七兵衛らが惣兵衛のもとを訪れ、「小白之方別而懇望之趣」が伝えられている。大坂商人たちは生産も容易な小白炭を中心に、その「永続」＝恒常的かつ安定した供給を望んでいた。

これをうけ、七月には具体的な白炭の生産・販売の計画が惣兵衛より藩に提出される事となった^四。鍋屋・鋳物師職の需要を見込んで当盆より十万俵の小白炭を販売すると言うもので、輸送船の確保についても触れている。その中で辰巳屋については、彼が鉄肥炭や豊後炭の取り扱いをあえて断り「薩州様御産物」に荷受を限定していることを伝えつつ、鍋屋・鋳物師へ「手筋ヲ相替」え直接売捌くことで利益を見込めはするが、そのようにしては「辰巳屋方過分之迷惑」となり、「実意薄方ニ相見得」と述べている。大坂における白炭売捌には、巨大な販路を有し、荷受に積極的な辰巳屋久左衛門の意向が大きく反映されていたと言える。

なぜ、辰巳屋久左衛門が初発より主たる引き受け手として見出さ

れたのか。辰巳屋自身が大坂の極めて有力な商家^{二五}であり、かつ日向に由緒を持つ炭商人であった^{二六}ことは勿論理由の一つであろう。これに加えて、薩摩藩にとつては、彼が藩財政運営上で必要不可欠な、それも数代にわたり出入（館入）関係のある大坂銀主の筆頭という地位にあることも影響した。

前後の経緯や史料全文など詳しくは第三章で改めて触れるが、藩が辰巳屋に売支配を任命した経緯については、文久元年（一八六一）に大坂蔵屋敷留守居は次のように述べている。留守居によると、「最初辰巳屋休左衛門江被仰付候砌、同人事御銀主之筆頭ニ而大家之ものニ御座候付、売支配等相願候訳ニ曾而無之候得共、往古方炭商売いたし来取馴居候ニ付無勘及頼談ニ、売支配被仰付候儀ニ御座候^{二七}というものであった。すなわち辰巳屋は銀主の筆頭大家のものであり、自分から藩に売支配を願ったわけではなく、藩の側で彼の炭商人としての立場も加味して売支配を依頼し、任命したものだという。これまで全く日向産の炭の取引がなかったとは言えないだろうが、大坂における辰巳屋を相手とした大規模な炭移出は、筆頭銀主としての辰巳屋の地位を前提としつつ形成された側面を有した。藩と辰巳屋との関係の始期は不明だが、文化期ごろには「数代臣従」の銀主^{二八}とされ、文政期ごろには「御銀師」として主要銀主五名に名を連ねている^{二九}。天保期には累積藩債およそ十五万両余を踏み倒されるものの、幕末まで関係は持続しており、馬廻格・二十人扶持を与えられ、苗字を認められている^{三〇}。

こうした長年にわたる館入の銀主としての浅からぬ関係が、御手

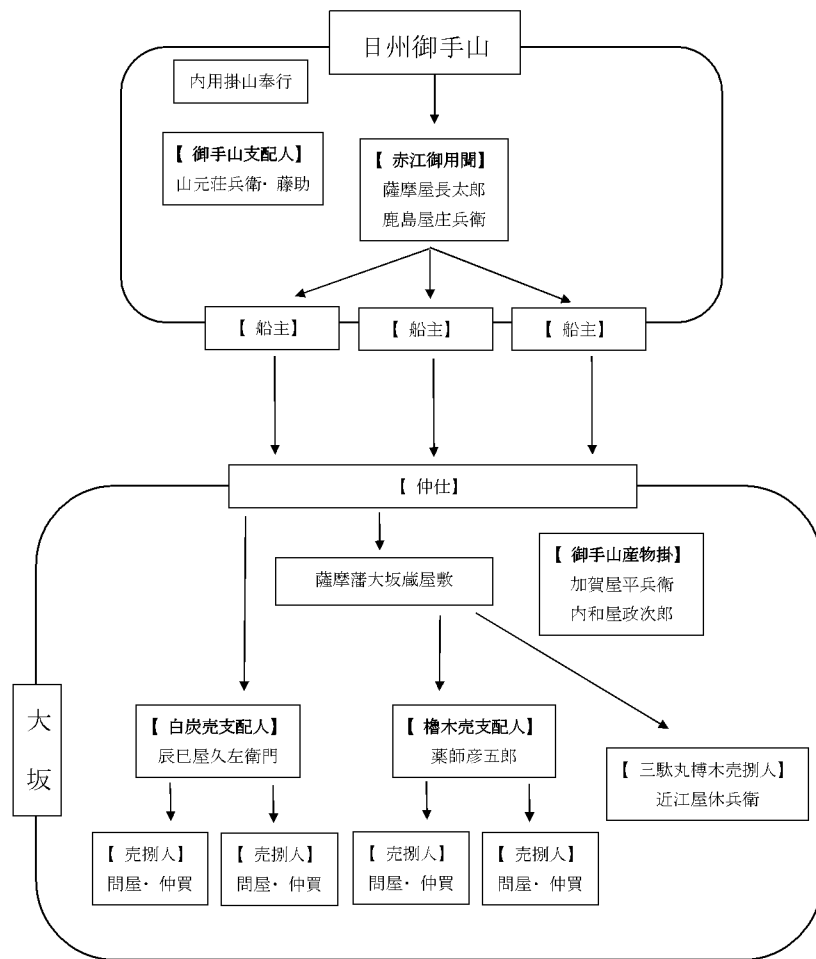
山産白炭の大坂における売捌を担う相手を選ぶ際に考慮されたことは、前述の莊兵衛の上申に対し、御手山掛山奉行が「殊ニ辰巳屋引受ニ付而者無此上御都合向」^{三一}としていたことからうかがえる。同様の事例は三駄丸樽木（樽丸）についても言え、辰巳屋に並んで銀主の筆頭であった近江屋休兵衛^{三二}が引き受け相手となり、売捌を担っている^{三三}。必ずしも従前の取引相手ではなく、蔵屋敷で展開していた館入銀主との回路を利用するかたちで新たに販路が形成され、御手山産物の大坂における売捌体制は確立されていたのである。

(2) 大坂における御手山産物売捌体制とその拡大

こうして嘉永六年以降、辰巳屋久左衛門は大坂における白炭売支配人としての地位を確保し、国産炭の売捌を進めていくことになる。薩摩藩が大坂において形成した販売体制をまとめると、「図一」のようになる。

まず、御手山産物掛として加賀屋（木村）平兵衛・内和屋（川島）政次郎が置かれていた。彼らの職務としては、「御産物積船時々入坂之節、御屋敷江御届向并向々売支配人江之引合方」^{三四}「御手山御産物入払帳面元占仕居、仕切状清算旁時々之相場其外御商法之道筋追々私（御手山支配人）江掛合仕」^{三五}「御手山船々運賃銀差引方杯迄茂相勤候儀」^{三六}などが挙げられる。御手山産物が入坂した際には蔵屋敷・各産物の売支配人へ連絡を行い、入払帳面・仕切状を管理、山元の御手山支配人と相場・商法についても相談し、産物積船の運賃銀の差引などを務めていた。両名とも蔵屋敷出入りの「上仲仕勤」とされる。仲仕は大坂において、船積み荷物の陸揚げ作業に従事す

る労働者であるが、上仲仕はそのうち実際に肉体労働を担う下仲仕に対して管理部門を担う者たちである^{三七}。蔵物の陸揚に関わることから、これらの事務を担ったと思われる。このうち加賀屋平兵衛についてはもともと「炭掛」の名目であったが、安政二年に御手山現地を見分した際「惣手山掛」を仰せつけられた^{三九}とい、「御手山産物



【 図一】御手山産物の出荷と売捌の流れ

次に、「御手山方白炭御商治定仕、売捌人数軒取立候方、直組相崩不申別而御用弁」^{四〇}、すなわち売捌人の選定・管理と彼らを通じた販売を統括し、白炭価格の維持に努めることが挙げられる。白炭売捌人は当初四軒^{四一}であったが、安政四年には十五人をさらに加え

惣掛」とも称される^{三八}。「炭掛」という平兵衛の初発の肩書が示す通り、内和屋とは陸揚げを担う産物ごとにそれぞれ住み分けがあったこと想定されるが、売支配人からの書状などでは内和屋と並立されることが多い。彼らは椎茸・山餅・楊・梅皮・黄檗・柞櫛木などの白炭・櫓木など以外の「山方御産物」の売捌にかかる口銭を与えられていた^{三九}。

御手山産物の売捌きを直接統括するのが売支配人である。確認している限りでは、白炭売支配人・辰巳屋久左衛門、櫓木櫓角売支配人・薬師彦五郎の二名が置かれている。売支配人の役割を、本稿が主題とする白炭に関して辰巳屋の場合で見ると、まず入坂してきた炭を自身の「囲場」あるいは蔵に保管していた。元治元年の記録では、小白炭一九六〇俵・丸大炭二〇〇俵を辰巳屋の「囲場」に六月二十七日「蔵入」したところ、八月朔日に近隣の道頓堀住吉橋北詰よりの出火で焼失してしまい、藩に届を出している^{四〇}。

[表二] 大坂仕登白炭の代銀・諸口銭掛物

項目	銀 (匁)	
	1540俵	1俵当り
代銀	10780	7
口銭二分当	215.6	0.14
諸懸り物	231	0.15
余内口銭	346.5	0.225
運賃 (赤江～大坂)	1386	0.9
×	2179.1	1.415
差引	8600.9	5.585
(銭ニメ)	(860.086)	

数字は安政4年時点のもの

ある。これは当年の大坂における炭値段が「部類之直進」であるとして、御用船の開運丸で江戸へ積送る予定であった白炭一五四〇俵を大坂で売捌いた際のものである。このうち、二部口銭・余内口銭は辰巳屋が、諸雑費を差し

引いた「余勢」のうち三分の一は支配人の山元荘兵衛が取得するものであった。

売支配人の下で商品を入札し、売広めを行うのが売捌人である。白炭の場合、既にみたように辰巳屋によって選定された炭問屋・仲買がこれを担ったが、椎茸の場合は御手山掛の加賀屋平兵衛がこれを兼ねている。また三太丸樽木(樽丸)の売捌を担った近江屋休兵衛は、辰巳屋とならぶ薩摩藩の筆頭銀主であった。彼も藩の銀主であると同時に材木屋を営んでいたためか、嘉永六年に「近江屋津田休兵衛より引受懇望之趣願出、休兵衛并右支配人共江茂私(山元荘兵衛)面談被仰付候」^{四四}と積極的に御手山仕法に接近しており、銀主としての地位を前提に売捌人の地位を得たものと思われる。売捌人は売支配人によって編成された。史料より詳しくわかるため、樽木の場合について、売捌人一同が連印の上から支配人・薬師彦五郎に提出された「一札」を参考にすると、売捌人は支配人のもとで産物に入札し、入札人数一統の責任のもと、代銀を六〇日以内に収めることとされた。この日限は白炭の場合も同様である。万一落札人が代銀上納に滞った場合、「本人ニ不抱落札人数一統方引請」としており、売捌人全体で責任を負った。このほか、様々な願・提案がある場合も、支配人が置かれている場合はその者を通じ、売捌人↓売支配人↓御手山支配人↓山奉行所へと願書等の提出がなされている^{四六}。売捌人を通じ、山産物は市中へと販売されていくことになる。

以上のような体制のもと、大量の白炭を中心とする御手山産物が大坂へと移出され、藩の利潤となっていたのである。

ることが検討されており、その際「但、売捌人之儀者私方人柄吟味之上相究置候事ニ御座候得共、万一不正之筋有之候節者取調入替置仕、時々御屋敷様江御申上候積ニ御座候」^{四三}と「且代銀上納旁何篇私之名目口引請無相違儀ニ御座候」^{四二}として、売捌人は辰巳屋の裁量で人柄を吟味して取り決め、不正ある場合にはその任免を行い、蔵屋敷への報告を行うとしている。また代銀の回収も辰巳屋方で行っており、蔵屋敷への上納を引き受けていた。

産物ごとに異なるが、売支配人には口銭の取得が認められており、白炭の場合は代銀につき二部の二部口銭のほか、諸雑費の補填名目の余内口銭^{四四}を辰巳屋久左衛門が得ていた。「表二」は安政四年に山元荘兵衛が藩に報告した小白炭の売値段・諸雑費をまとめたもので

二 佐賀藩鑄砲事業と御手山産白炭

一章では、御手山仕法が、大坂商人の意向を組み込みながら小白炭を中心とする形で大坂市場へ展開したことを確認した。一方、大坂のみならず、近隣の九州内でも嘉永—安政期には特殊な炭需要が生じつつあった。それは、佐賀藩の進めた反射炉建造とそこでの大砲鑄造に関わる需要である。本章では、大坂市場への進出の一方で展開した、当該期に固有の炭需要と、それへの御手山仕法の対応を見ていきたい。

(1) 佐賀への白炭移出

御手山産白炭の肥前への移出は、比較的早くから行われていたようである。大坂市場への進出が検討されていた嘉永四年七月末ごろには、肥前からの白炭注文が御手山に寄せられている。この時、肥州の「釜方請元」である鶴丸勝三郎らに白炭二〇〇〇俵を送る注文が取り交わされており、同年十月には佐賀藩御用聞の樋口弥兵衛へも白炭の出荷が確認できると言う^{四七}。この時、輸送船が確保できず仕送りが遅れたことから荘兵衛は藩に御用船の新造を提言しており、藩もこれを認めている。

この時移出された白炭が、どのような需要を目的としたものかは定かでない。肥前は陶磁器生産で著名な地であり、そうした需要にこたえるものであったことも考えられる。しかし嘉永三年末以降、佐賀藩反射炉の本格的な稼働、とりわけ幕府の大砲鑄造御用との関わりの中で、明確に同地の反射炉の燃料用の白炭（大白炭）移出が

本格化していく。

嘉永六年のペリー来航後、佐賀藩は幕府より品川台場に配備する大砲五〇門の注文を受け、築地反射炉に加えて安政元年には多布施反射炉を完成させ、操業を開始する。その際、燃料として諸国の炭を試した結果、「格別上品」として選ばれたのが御手山産の白炭であった。こうして安政元年以降、反射炉燃料は日州御手山炭に一本化されることになる^{四八}。

次に示すのはそのような動向を示すもので、山元荘兵衛のもとで控えられた、安政三年の佐賀藩役人から御手山掛山奉行への書状とその返書である（史料中の年号注記は「島津家本」に筆写する際に付されたものと考えられる。以下同）。

「史料二」「山元氏記録」六

一筆致啓達候、弥御堅固可被御勤珍重存候、然者最前 公儀御用之大砲鑄立方相用候白炭一昨夏下役之者差越及御相談候処、注文通早々預御積送忝次第御座候、惣而右大砲之儀遣鑄立相仕廻候処、当節船載御用大砲鑄造被仰付候付而、白炭入用御座候間、御払出之炭今又所望申度及御相談候條、且御承知可被下候、此段為可得御意如斯御座候、恐惶謹言

松平肥前守内（御印直上）

於保作右衛門

安政三年辰三月廿五日

宗秀（花押写）

田中五郎左衛門

良成（花押写）

(島津者也)
松平薩摩守内

炭方御支配

御役人中様

追啓、本文二者今般下役之者御地差越候條、委細之儀者彼者方
可及御相談候以上

〔史料三〕「山元氏記録」六

一、御礼忝致披見候、御揃御堅固被成御勤務珍重存候、然者
先般 公儀御用大砲鑄造方ニ相用候白炭当方手山出来之内方
御所望ニ付、其砌積廻候処、此節船載御用大砲鑄造方与之趣、
委細致承知候、勿論其御許御下役迄茂当地江被差越、支配人山
元莊兵衛方江御頼談之趣茂承届、過分之表数ニ而涯々相運ひ
丈合無之、殊ニ当時江戸・大坂・琉球・島々江追々船々出払候
砌ニ而、船繰至而差支之折柄故、御断申度候得共、公儀御用
筋無抛御訳柄ニ付、此節者御相談通取計可致候、当国之儀 公
儀御用向旁江戸・琉球・島々仕出之船々数多ニ相及、兼而船繰
甚差支候付、依頼白炭御所望之儀茂有之候ハ、其許方積船御
指向ニ相成度候、尤此節之儀茂近地領借船等之都合ニ候得者、
難取究候得共、当九月迄二者可成丈差送候様、支配人江申付候
條、追而其御許副島長兵衛殿・石丸善助殿間江右莊兵衛方尚又
可為引合候、此方御答旁為可得御意如斯御座候、恐惶謹言

松平薩摩守内

柁山惣兵衛

四月十二日

資智(花押写)

美代良八

清房(花押写)

松平肥前守様御内

於保作右衛門様

田中五郎左衛門様

まず「史料二」から見ると、一昨年(嘉永七年)十一月安政に改
元)の夏に、佐賀藩が引き受けた「公儀御用之大砲」鑄造のため、
白炭積送を薩摩藩側に依頼し、無事実現したことがわかる。そして
今回は「船載御用大砲御鑄造」を仰せ付けられたので、入用の白炭
を再び所望する、というものであった。差出の於保作右衛門・田中
五郎左衛門はいずれも佐賀藩大銃製造方の役人として名前を確認で
きる人物である^{四九}。なお、追って下役を御手山現地へ派遣し詳細を
述べるとしているが、返書にもあるように、詳細は大砲鑄方^{五〇}下役・
副島長兵衛、「肥州用達」石丸善助が現地で山元莊兵衛が折衝するこ
とになった。

この安政三年の「船載御用大砲御鑄造」とは、前年十二月に幕府
からなされたものであり、薩摩藩とも関係する。というのも、薩摩
藩が安政元年より建造を開始し、幕府へ献上する予定であった洋式
軍艦の大元丸・鳳瑞丸に積載する大砲の注文であった(軍艦は安政
四年一月に幕府へ納入)。幕府は砲の数量・規格を佐賀藩側とすり合
わせた結果、安政三年二月には口径三〇ポンドの長・中砲身砲計二
門を注文している^{五一}。これを踏まえ、三月に入って佐賀藩は薩摩藩
に対し燃料の白炭調達を依頼したのである。

本書状の宛所は薩摩藩の「炭方御支配御役人中」となっているが、返書は内用掛山奉行の柗山惣兵衛、同見習・美代良八から出されている「史料三」。佐賀藩側の要望に対し、薩摩藩側としては、過分の俵数を輸送せねばならず、そのための船舶が江戸・大坂・南西諸島へ出払っているので注文は断りたいところだが、公儀の御用という「無抛御訳柄」であるとして、注文に応じて取り計らうという。しかし船舶不足であり、今回も近隣からの借船で九月までには輸送する予定であるが、今後は佐賀藩側より船を差し向けてほしい、というものであった。御手山仕法における輸送船舶の不足はしばしば指摘される場所であるが、佐賀藩への白炭供給でも問題となっていたことが分かる。

こうした藩役人レベルのやり取りと並行して、山元莊兵衛は下役・副島長兵衛らと具体的な折衝を行っており^{五二}、そこでは、およそ一万俵を目安に調達したいとの要望が伝えられている。加えて佐賀藩側からは、肥前への海路は難所であり、上方などと異なり帰帆時の荷物がなかったため船舶の確保が難しいとの事情を踏まえたうえで、「御定運賃外船乗中江茂少々褒美銀」を下すことが提案されている^{五三}。難船の危険、下り荷物の利益が見込めないことが船舶の確保に悪影響を及ぼしていた。協議の結果、①褒美銀は白炭十貫目俵につき銀二分とし、一分は佐賀藩側、一分は薩摩藩側より支弁すること、②褒美銀は「内証」の加勢であり、「仕切書」の上ではこれまで通りとして船中へ渡すこと、が山元と石丸の間で約定として取り決められている^{五四}。②に関しては、事実上の運賃増をしなくては船舶を確

保できないが、公定運賃の上昇は当然肥前行以外の運賃にも波及するため、藩利の圧迫につながることから避けたかったのであろう^{五五}。

(2) 白炭肥前移出と船繰の問題

佐賀藩側との調整の結果、山元莊兵衛は輸送船舶の手配に奔走することとなる。交渉の行われた同四月付の「御内意之覚」^{五六}によると、御米積船として大坂との間を往復していた御手山御用船の神寿丸^{五七}が近々赤江へ帰帆するため、これに白炭二五〇〇俵程を積載し、肥前表へ差下すことを願っている。同時に、「高岡船」栄順丸・稲富丸・寿宝丸^{五八}についても近く赤江に帰帆予定であるとして、米積への影響もないので、佐賀藩所望の白炭一万俵の輸送のためこの四艘に「肥前江一漕」勤めさせる願いを出しており、その通りに手配されることとなった。この時、「尤海上不弁利之場二者御座候得共、上方表方者御余勢茂相見得、殊二無御抛御用向ニ付可成御船繰を以御仕送被為遊意下度」として、上方市場に対する「御余勢」の優位を意識しつつ、公儀の入用という重要性に訴えている。

ところが同年六月になると、「大砲鑄立方下役」石丸善助より「又々鑄造重被仰付、役筋方白炭壹万俵御積送被下度此節及御相談候」として、さらに追加で一万俵の積送が要請された^{五九}。前回の一万俵はあくまで大凡の目安であったが、今回の注文は「御船繰御差支ニ付而者五千俵二而茂宜御座候得共、是非壹万俵程者御厚配を以御積送被下候様」とされるなど、船繰差支えという事情を鑑みつつもぜひさらに一万俵を、という強い要望であった。これを受け莊兵衛は、先に手配した高岡船四艘が帰帆次第、再び肥前への白炭輸送に用い

ることを藩に願ひ出ている。

「史料四」「山元氏記録」六

御内意之覚

拾四之内

(中略、稲富丸・栄順丸は肥前へ白炭仕送を仰せつけられ、積入を終え近々出帆予定。寿宝丸・神寿丸も近々帰帆するので同様に肥前への白炭積入予定)

右者先達而肥前佐嘉表方「平出」御公儀大砲鑄方ニ付下役兩人御当地江罷越御頼談ニ付、白炭壱万俵程御積送之御約定ニ御返答相成、本行之船々を以御仕送之御都合ニ御座候、然処又々此節彼御役筋方書簡を以下役石丸善助罷越、今白炭壱万俵相調不申候者五千俵ニ而茂一応宜候得共、相成可申儀ニ御座候者何卒壱万俵丈者是非御仕送方之儀私江相付、無抛願筋申出趣承届申候、尤当時御船繰御差支之折柄二者御座候得共、上方表方者御余勢茂相重、殊ニ無御抛御用向ニ付右船々肥前方早着仕、日州御米御積入方ニ間茂被為在御座候者、引続又々肥前江相勤、帰帆之節出水・川内之間方大坂御仕登御米積船相勤候様被仰付被下候者、年内者相過申間敷哉与乍恐奉存候、左候而双方御用相勤候上、江戸御用材木積船被仰付候者、来春時節ニ茂罷成可申、勿論肥前表之儀輕キ運賃ニ而船主共ニ茂些進兼申候得共、前文之通被仰付被下候者、難有奉汲受乗行旁相励、御都合可宜哉与奉存候、乍恐此段御内意を以御伺奉申上候、以上

但

神寿丸之儀者御手山御用船ニ御座候間、出水・川内之間方

御米之儀者同様積船被仰、江戸行之儀者御除被下度奉存候、

安政三年

御手山支配人

辰六月

山元藤助

御内用御方

御山奉行所

御書役衆中

上方よりは「余勢」があることを前提としつつ、大坂への年貢米の仕登を常に念頭に置いた船繰に苦慮している。莊兵衛は、日州からの米積にはまだ時間的余裕があるとして、すでに三月の注文に応じて肥前へ白炭を輸送することになっている四艘に、帰帆後再び追加注文の白炭を肥前へ輸送させることとし、帰帆後は出水・川内からの年貢米大坂仕登に従事させることを提案している。この願に御手山掛山奉行の椀山惣兵衛も賛意を示し(美代は出張中で不在、最終的に「右之通肥前行白炭積之船繰之儀奉申上候通、御証文を以被仰付候旨承知仕候事」として認められている。

このように、安政期に幕府御用を担った佐賀藩への白炭供給は、薩摩藩側から見ると、「余勢」をめぐる上方(大坂)市場との比較や、年貢米輸送との兼ね合いのほか、「肥前表之儀輕キ運賃ニ而船主共ニ茂些進兼申候」とあるように、低運賃・危険な航路を忌避する船主層の利害とも関わる問題であった。しかしながら、「公儀御用」の実現は何よりも優先されるものであり、そのために御手山支配人・山元莊兵衛の様々な調整が必要とされていた。佐賀藩の大砲鑄造、ひいては安政期の阿部正弘政権による江戸湾海防強化・幕府海軍建設

[表三] 御手山産炭の積出先・俵数（嘉永7年4月～安政4年3月）

		炭（俵）				
		大白炭	小白炭	小鈴炭	正極炭	丸太炭
積出先	肥前	48,944	—	—	—	—
	筑前	6,946	—	—	—	—
	大坂	4,220	96,882	2,210	10	10
	江戸	254	1,920	300	—	—
	赤江・高岡	187	4,790	—	—	—
	鹿児島 礮反射炉御用	1,197 1,100	770	98	—	—

「日州御手山三ヶ年大意総覚帳」（山元家文書）より作成。

[表四] 御手山産炭売立高（嘉永7年4月～安政4年3月）

	俵数	代銭	代金
肥前・筑前	55,890	28,823,380 文	金4,116兩2歩1朱 銭444文
大坂	103,332	31,592,559 文	金4,513兩3朱 銭247文
江戸	2,474	1,984,508 文	金283兩2朱 銀24匁3分4厘
赤江・高岡 ・鹿児島	7,042	2,139,732 文	—

「日州御手山三ヶ年大意総覚帳」（山元家文書）より作成。

の背景には、薩摩藩の御手山産物仕法の存在と、現場の責任者としてこれを差配する御手山支配人の尽力があったと言えよう。

三 白炭市場の変化と辰巳屋一手売支配体制

（一）大小白炭と出荷先

一・二章では、白炭をめぐって嘉永期から安政期にかけて薩摩藩が進出した二つの市場、大坂と肥前のそれぞれについて確認した。これらはどのような関係にあり、その後、藩の仕法にどのように影

響しながら展開したのかを確認する。

白炭の具体的な出荷量や利潤等は史料によって異なるため断定はできないが、参考として「表三」を見てみよう。出典となる「日州御手山三ヶ年大意総覚帳」^{六〇}は、安政四年十一月に山元莊兵衛が斉彬の「御覧」に供する目的で各帳簿をもとに作成したもので、嘉永七年四月～安政四年三月までの三ヶ年分について、御手山産物それぞれの積出高・代金・諸雑費・差引利潤などがまとめられている。そのうち、炭の移出量に関わるものをまとめ、表に示した。また、「表四」ではそれぞれの積み出し先における売立代金をまとめている。

四 「表四」ではそれぞれの積み出し先における売立代金をまとめている。

まず肥前佐賀への移出を見ると、大白炭が圧倒的であり、他地域をはるかにしのぐ。これは、これまでの検討で明らかのように、反射炉での大砲製造入用を専らとしたものである。幕府御用との関わりの中で、大量の大白炭が肥前佐賀へ供給されていたと思われる。

ついで、筑前にも一定量の大白炭が移出されている。こちらは佐賀藩のように明確な史料を得られていないが、長崎警固を担う福岡藩が、同様に大砲製造のための燃料として必要としていたことが想定される。安政元年には薩摩藩より青銅砲の原料である谷山産の錫が、福岡へ送られることが予定されており^{六一}、反射炉による製造ではないものの、肥前佐賀藩同様に軍備強化を目指す縁戚大名の福岡藩へ便宜を図っていた可能性がある。

いっぽう大坂への移出を見ると、まったく対照的に小白炭が膨大なシェアを占める。俵数の上でも大白炭をはるかにしのぐが、これは前章で検討したように、成長していない小木でも生産可能であっ

たこと、かつそれを大坂の巨大商人辰巳屋が、極めて意欲的に荷受したことが背景にあると考えられる。江戸についても、小白炭の大炭に対する優位が確認され、大坂同様に都市での需要が背景にあったことが推測される。一方鹿児島については大炭炭が多く移出されているが、これは佐賀藩同様、礮の反射炉の燃料として送られたものと考えられる。「表三」に見るように、別途「礮反射炉方御用分」として一定量の白炭が供給されている。

先行研究において大炭と小白炭の区別そのものへの言及はあるが、それぞれの移出先との関係については十分に指摘されていない。すでに明らかのように、古木から生産され、高い燃焼力が期待できる大炭は、反射炉等での入用に優先的に用いられていることは明らかで、一方で小木より大量に生産できる小白炭は、大坂商人・辰巳屋久左衛門の要望の下で積極的に大坂へ移出されていたことを表からも看取できる。両者には、明確な需要の上での住み分けがあったように思われる。しかしながら、価格差や諸雑費による「余勢」もまた出荷先を決める要素であることは既にみた。二つの炭をいわずれへ出荷するかについては、政治的・経済的な情勢の変化に加え、藩、大坂商人、船主の利害といった要素が複雑に絡まり合い、規定されていくことになる。最後に、第二章で検討した安政期のふたつの市場における御手山白炭の移出が、斉彬の死後どのように展開したか確認する。

(2) 肥前市場の縮小

次に示すのは、万延元年の内容であるが、大坂の炭市場について

辰巳屋久左衛門の主張を御手山支配人の山元藤助が伝えたものである。藩および御手山支配人は、各地の価格差を意識して常に移出先を見極めていたが、辰巳屋からは以下のように不断に「無不同連続」の荷受が要請されていた。

「史料五」「山元氏記録」八（鍵括弧は挿入）

一、御手山方白炭之儀者、大坂并肥前其外筑前表江茂差送申候処、大坂表方外江不洩様御出産不相成候而者彼表下落仕、譬者壱万俵之炭何方ニ而茂五千俵差送、大坂「江茂」五千俵差送、「其翌年外方不捌ニ而又々大坂江壱万俵差送」候節、惣体直下仕候者彼方之習俗ニ御座候、右之訳者、年々御手山炭召仕候向々者凡相分居候由、夫故登セ方減少仕候而者右得意先者勿論、売捌人共見込違相成、殊ニ鑄物屋并菓子屋江者細工之加減ニ仕馴候炭ニ而無之候而者不相叶候得共、無是非余国之炭ニ仕替、亦々夫々之細工ニ仕覚候迄之間手数相掛候ものニ御座候由、右通余国之炭茂仕馴候方江又候御国炭差向候而茂、其節之人気染付不申候付、直組格別引下ケ申候由、右成行を以て辰巳屋方大坂「御」屋敷江相付、一口ニ御出産無不同連続仕候様追々奉願上、尤私方江茂掛合承候儀ニ御座候、尤肥前其外之儀茂随分一時者相捌可申儀も御座候得共、迪茂永続不仕、大坂之方者辰巳屋休左衛門引受ニ而御商法旁大丈夫之御事哉与奉存候

（後略、延岡炭、長崎表の炭需要について）

御手山支配人

申十月

山元藤助

まず辰巳屋の言うところでは、例えばある年、炭一万俵のうち五千俵を大坂以外、五千俵を大坂へ送り、大坂以外であまり売れなかつたといつて次の年に大坂へ一万俵を送つても、価格は下落することになる。その訳は、御手山炭を使う得意先は大体決まっているものだが、もし大坂への御手山炭の供給量を減らすと、そうした得意先はもちろん売捌人たちも見込み違いになってしまう。さらに消費者である鋳物師や菓子屋は使い慣れた炭でなくてはならないものだが、御手山炭の供給が減れば仕方なく他国の炭を使い、そちらに慣れてしまう。そうしたところに改めて御手山炭の供給を増やしても、人気はつかず、値段が下がってしまうのだという。それゆえ、辰巳屋側としては、冒頭にあるように大坂の他へはなるべく炭を供給せず、同地への供給を「無不連続」にしてほしい、という。山元藤助がこれらの意見に加えて、肥前へは一時は随分と需要があつたがとでも永續するものではない、と述べている点は鋭い判断である。

佐賀藩の反射炉操業は安政六年以降確認されなくなり²⁵⁾、肥前における炭需要も縮小したと思われる。「表五」「図二」は後年まとめられた御手山の大小白炭生産量の推移を示すものだが、安政期に増

〔表五〕 日州御手山の白炭生産額推移

年	大白炭	小白炭
嘉永3年10月～同6年3月	49,663 俵	9,742 俵
嘉永6年4月～同7年3月	15,795 俵	32,321 俵
嘉永7年4月～安政2年3月	29,649 俵	45,715 俵
安政2年4月～同3年3月	14,042 俵	46,742 俵
安政3年4月～同4年3月	10,169 俵	40,416 俵
安政4年4月～同5年3月	14,612 俵	42,822 俵
安政5年4月～同6年3月	11,493 俵	26,946 俵
安政6年4月～万延元年3月	11,039 俵	40,050 俵
万延元年4月～文久元年3月	5,320 俵	34,586 俵
文久元年4月～文久2年3月	9,246 俵	26,363 俵
文久2年4月～文久3年3月	2,962 俵	22,236 俵
文久3年4月～元治元年3月	461 俵	26,869 俵
元治元年4月～慶応元年3月	0 俵	16,735 俵
慶応元年4月～慶応2年3月	0 俵	15,152 俵
慶応2年4月～慶応3年3月	0 俵	14,458 俵
慶応3年4月～慶応4年3月	0 俵	8,880 俵
慶応4年4月～明治2年3月	0 俵	3,460 俵
明治2年4月～明治3年3月	0 俵	2,366 俵
明治3年4月～明治4年3月	0 俵	2,143 俵
明治4年4月～明治5年3月	0 俵	268 俵

「凡貳拾参ヶ年間旧御手山産物出額統計表」(山元家文書)より作成。

大した大白炭生産はその後落ち込み、文久二年以降はまったく生産されなくなっている。佐賀藩の反射炉操業停止に伴う需要減少とともに、成長した古木でしか生産できないという問題から、「木絶」が始まっていたのであろう。一方白炭生産は安政期に激増し、減少傾向にはあるものも、大白炭とは異なり一定の生産量を維持している。こうした状況下では、上方に広く展開する辰巳屋の販路は大きな強みであつたと言える。右に見た辰巳屋の主張にはなお留保が必要だ

〔図二〕 日州御手山の白炭生産額推移 (単位：俵)



が、辰巳屋側が依然として積極的な荷受を希望していたことは明らかで、藩としてもこれに応じるのは必然であった。しかし辰巳屋に依存した体制はやがて大きな矛盾を表面化させることになる。

(3) 辰巳屋一手支配の矛盾

万延元年十月、御手山産物の輸送を担う赤江御用聞、そして小林・高岡町の船主らより、以下の出願がなされた。

〔史料六〕『山元氏記録』八

乍恐口上書を以奉願上候

大坂長堀玉造橋南詰

日向問屋米屋甚兵衛弟

御国小問屋

米屋

善次郎

右者先年来私共定問屋二而、所帯柄茂宜、兄弟ながら別而正道之者二而、日州表諸所商人共皆以右問屋江取引相頼候向二而、当時大小商人共数百余ヶ所引受罷在候儀ニ御座候処、当春依頼^願右善次郎江難有御国小問屋株被仰付、猶亦取扱向旁出精仕候故、益商人之氣受一統宜、私共ニ茂別而頼母數相考居候事ニ御座候処、右善次郎此節態々日州江罷下り、私共江相付奉願上候趣有之、乍恐左ニ奉申上候

一、右兄弟事、①先年者日向炭問屋職仕居日州表山床焼方等之儀迄茂現事見聞仕居、炭商売向別而能取馴罷在候得共、先年日

州表御領内売山御差留後、炭間屋相休居候間、御手山御産物白炭大坂表江御仕登之内三ヶ壱丈右善次郎江売支配被仰付被下度、乍恐私共方奉願上候、就而者は迄辰巳屋壱軒ニ被仰付置候得共、今壱軒被召建候者双方互ニ相勵捌方者勿論御直組之御都合茂可宜哉与乍恐奉存候、尤御手山御用船支配方私共江難有被仰付置、是迄御用相勤来候得共、全鉢炭者痛安キ品ニ而長船中等之節間々無摠痛損シ候節者表向ニ不相抱夫丈ケ之痛料運賃銀之内方相補候儀ニ御座候処、^②近比ニ至リ如何之訳ニ御座候哉、時々痛料多分ニ相及、軽キ運賃銀ニ而雜用ニ引合兼候儀茂御座候得共、難有御下ケ金等被仰付置候支配船之儀故無滞御用船相勤、勿論本船積入御シ方等之節者可成通損シ無之様丁寧ニ取扱方分而船頭船中江申付置候事ニ御座候得共、格別相替候儀茂無之痛引相絶不申込入罷在申候間、^③若哉船頭共辰巳屋ニ對手先仲仕共ニ被押付、一ト通り之痛茂太粧ニ被申掛候儀茂有之候半哉与内々相疑申程之儀茂御座候間、今壱軒被召建被下候者夫等之儀茂互ニ無親疎様取扱ニ相見得候様御座候得者、私共者勿論船頭水手共ニ至迄別而難有次第奉存候間、売捌旁口錢懸り物等之儀者何篇辰巳屋同様代銀六拾日限御屋敷江上納仕候様御免被仰付被下度奉願上候、

(後略、米屋善次郎は身元慥かなる者のこと)

この願いの差出は「表六」に示す通りで、御手山現地で山産物の船舶への積み込みを差配した、赤江御用間を含む御用船の船主たちの連名であり、宛所は赤江御囲場詰見聞役・御手山詰見聞役となつ

【表六】米屋善次郎一件出願船主

肩書	名前	居所	備考
御手山御用間	薩摩屋長太郎	延岡領赤江川原町	御用船宝山丸・元栄丸支配人
"	鹿島屋庄兵衛	延岡領上之町	御用船金山丸下支配人
小林町船主	上田周蔵	小林町	
高岡町船主	白坂徳次郎	高岡町	御用船神寿丸支配人
"	田円平助	"	御用船栄山丸・金山丸支配人
"	水間次左衛門	"	御用船宝山丸・宝吉丸・元栄丸支配人
"	清水八郎左衛門	"	御用船太宝丸支配人

ている。

願の大意は、馴染みの日向問屋でこのほど薩摩小問屋株を取得した米屋善次郎に対し、辰巳屋が一手に支配している白炭のうち三分の一を善次郎の売り支配としてほしい、というものであった。「今壱軒被召建候者双方互ニ相勵捌方者勿論御直組之御都合茂可宜」とあるように、販路の拡大とともに辰巳屋と競合させ価格の向上を図ろうとするものだが、この出願の背景には、御手山仕法以前の太坂における炭取引関係の存在と、船主の利害があった。

まず傍線部^①にあるように、米屋善次郎は元来日向炭を取り扱う問屋であったが、「先年日州表御領内売山御差留後」はこの家業を休むこととなったという。これは、斉彬の御手山仕法の前提となった、調所の時代における売山停止措置^{六四}を踏まえたものである。調所の改革の後、御手山仕法によって太坂への炭の生産・出荷が再開されたものの、先述の通り辰巳屋の売支配は、銀主としての関係を起点に、いわば従前の取引関係を無視して新たに設定されたものであった。旧来の取引関係に

あつた者たちによつて、對抗する動きが出てくるのは自然と言えよう。

加えて、現在の辰巳屋の独占状態が船頭・船主の利益を損なつていと主張される。後半にあるように、炭は運送過程で傷みやすく、その場合は「痛料」を運賃銀の中から補填する慣習があつたが、近頃は多分に痛料を求められており「軽キ運賃銀」での仕事に引き合わないとする。そして、辰巳屋が「手先仲仕」を通じて船頭に対し、一通りの炭の痛みを大きめに申しかけているのでは、との疑念まで表明されている。そこで船主たちは、「先年来私共定間屋」であり身元も確かな米屋善次郎と競合させることを主張したのである。

出願は赤江・御手山詰の見聞役になされたが、支配人である山元藤助も同月には意見を提出しており、「於其儀者双方相勵、格別之屯ニ茂不相及様御払方出精仕、第一御直組茂相進可申哉」^{六五}と願を認めるべきとの態度をとつた。さらに十一月付の「御内意之覚」^{六六}では、より詳しく理由が述べられている。これによると、近頃大坂における白炭価格が上昇しているので、藤助は御手山方の「屯炭」も早々に仕登せようとしたが、日州御用船が米積で不在のため、他領船を借り入れることになった。他領船との「内約」もすみ、届け先を問われたので藤助は辰巳屋方であると伝えたところ、そうであるならと突如相手は態度を変じ、借入は拒否されてしまった。理由を藤助が問うと、他領船側が言うには、辰巳屋が相手の場合、手下の仲仕共が「欠斤」を難しく申かけ、船ごとに過分の「弁銀」を支払わされてしまうので、たとえ運賃がよくても引き合わないのだ、と

いう。藤助は、辰巳屋は「大家」であるので仲仕にうち任せており、仲仕たちの中に「自儘之もの」が存在しているのでは、と推測している。そのうえで、右のような経緯を踏まえれば、船主たちが願ひ出た米屋善次郎への売支配を許可してはどうか、と伺っているのである。

しかし、この情報を察知した辰巳屋久左衛門側は激しく反発した。同十一月に辰巳屋炭方は、大坂の御手山産物掛である加賀屋・内和屋へ以下の書状^{六七}を送っている。まず辰巳屋側としてこの度の出願は「誠ニ以奉驚入候、右様御座候而者主家方世間へ面目も無御座次第」であり、京都への販路形成^{六八}などこれまでの自家の尽力を述べたのち、願ひが聞き入れられては「当地炭問屋中并伏見表迄も大惑乱致候様可相成御座候而、一兩年前方始終心配仕、諸所趣法立候儀空敷相成誠ニ残念之至り」として、今後の幅広い販路への影響を示唆し、売支配人としての努力も空しくなる、と訴えている。仲仕の問題についても、普段より申し付けているが改めて嚴重に申し渡すとして、御手山産物掛の両名に願ひが聞き入れられることがないよう根回しを行っている。御手山仕法の当初より積極的であつた辰巳屋としては、売支配の一部を失うことにつながる船主たちの願ひはどうてい受け入れられるものではなかった。

加えて、辰巳屋の薩摩藩との銀主関係、そして炭商としての地位も影響した。藩側では大坂留守居にも意見を求めたとみられ、翌文久元年二月付で次のような吟味結果が寄せられている。

「史料七」「山元氏記録」八

本文御手山炭売支配人三部耆丈米屋善次郎へ被仰付度申出趣吟味仕候処、①最初辰巳屋休(久)左衛門江被仰付候砌、同人事御銀主之筆頭ニ而大家之ものニ御座候付、売支配等相願候訳ニ曾而無之候得共、往古方炭商売いたし来取馴居候ニ付無抛及頼談ニ、売支配被仰付候儀ニ御座候、然処其後追々炭直成下落之儀有之候処休左衛門も早々致心配炭方掛之手代共度々京伏見へ罷登り、売先等へ掛合等之儀共別而致骨折乍漸近比至り都合能相捌候様ニ罷成候、②右通之次第御座候付、三部耆丈余人江被仰付候ハ、氣受ニ差障候儀者勿論、依時宜者都而売支配御断申出候儀も難計、別紙願之趣ニ而者励ニも可相成筋ニ見得候得とも、右通之情合ニ有之、且者不行届之訳ニも相見得不申候間、当分之通り被召置候方可然哉卜御金方勤・見聞役へも吟味仕候、併何分御沙汰次第奉存此段申上候以上

但

此節善次郎方御手山炭三ヶ耆売り支配被仰付度段承候由ニ而辰巳屋方掛見聞役へ別紙之通申出候由ニ付相添差上申候、且又先年休左衛門方へ飢肥組之炭致売支配候節此節之様余人江茂支配申付相成候処、辰巳屋都而断申出候由、其後混雑之儀有之、近比至り又々辰巳屋耆軒頼入相成候由ニ御座候、此段も御見合ニ申上候

大坂

二月

留主居

まず傍線部①より、辰巳屋は「御銀主之筆頭ニ而大家之もの」で

あるので、辰巳屋方より売支配を願ひ出たわけではなく、「往古方炭商売いたし来取馴居」る点も加味して、藩の側から頼み込んで売支配に任命したという経緯がある、と留守居は説明する。そして、その後も種々骨折り尽力しているなかで、三分の一を余人に仰せ付けは「氣受」に差し障り、場合によっては売支配そのものを拒否するかもしれない(傍線部②)。但し書き部分では、辰巳屋が余人に売支配を申し付けられ、對抗措置として一切の取引を断った飢肥炭の事例を挙げている。銀主の筆頭として藩にとつては最重要の商人であり、かつ藩側より売支配を頼んだと言う経緯、そして大坂炭市場における辰巳屋の巨大な影響力を考慮すれば、余人を引き込み競合させるといふ船主たちの主張はどうてい現実的ではなく、それどころか今後の炭の売捌き全体にかえって悪影響となりかねないというのが結論であった。銀主としての辰巳屋と借銀交渉せねばならない大坂蔵屋敷役人らしい意見と言える。

結局、願ひは聞き入れられなかったとみられ、同年十一月には辰巳屋の炭方・為四郎が店内で支配人に転役した際、これまでの出精に対して銀五枚を与え、引き続き「炭方江者是迄之通被掛置候様」と趣法方より指示がなされている^{六九}。結果として、藩としては筆頭銀主の辰巳屋の利害を優先した形となったと言えよう。このように、御手山支配人と藩当局を悩ませ続けた輸送船舶不足、「船繰」問題の背後には、辰巳屋久左衛門という、藩財政運営のうえで決して無視できない存在を初発より組み込み、船主にしわ寄せを向けざるを得ない御手山仕法の構造的な問題があった。

また、樹木の成長を待つことなく生産可能な小白炭の供給を拡大・維持する大坂市場依存・辰巳屋優遇のあり方は、必然的に乱伐へとつながり、山を「木絶」に追い込むことは明らかである。さきの「表五」に見たようなその後の御手山経営の衰退もまた、こうした経緯にも一因があると言えよう。

おわりに

本稿の分析により、日州御手山仕法と御手山産白炭に関して、以下の点を明らかにした。

御手山仕法は当初より大坂を有力な市場として定めており、巨大炭商でもあり、藩と館入の関係にあった銀主・辰巳屋久左衛門を介して進出を目指した。辰巳屋側もこれを積極的に受け入れ、白炭のうち特に小白炭を懇望するなど、御手山仕法の方向性にも影響を与えた。辰巳屋は売支配人として大坂における御手山産白炭の販売を一手に握り、売捌人を編成して販路を開拓、藩の仕法を支えた。

一方調所広郷の改革から引き継がれ、島津斉彬が開始した富国策のひとつともいえるべき日州御手山仕法であったが、ペリー来航後の情勢下で、阿部正弘政権の進めた海防強化に間接的にも組み込まれていくことになる。反射炉事業に先んじていた佐賀藩は幕府に大砲を供給する「武器工廠」^{七〇}として機能するが、そのための燃料供給地として日州御手山が位置付けられた。安政元年には品川台場配備砲、翌三年からは薩摩藩の建造した幕府軍艦の積載砲の製造御用のため、佐賀藩では日州御手山の白炭が用いられた。藩役人レベルで

は佐賀藩大銃製造方・公儀石火矢鑄立方と薩摩藩御手山掛山奉行との間で交渉がもたれ、現場においては鑄立方下役と御手山支配人が具体的な折衝を行った。佐賀藩側の要請にこたえ白炭は優先的に供給されたが、一方で、薩摩藩側には輸送船舶不足の問題に苦しんだ。船舶の絶対数の不足に加え、険難な海路・低運賃といった問題が船主層の忌避につながっており、また藩財政の根幹である大坂廻米との兼ね合いも問題となった。これらを調整する御手山支配人・山元莊兵衛親子の尽力を前提としつつ、佐賀藩への白炭供給は、幕府御用と言う重要性、大坂市場に対する価格の優位等の上で実現していた。

このように御手山産白炭のうち、大白炭は肥前佐賀、小白炭は大坂と明確に販路を住み分けていたが、安政末年以降は佐賀藩反射炉の操業停止に伴い佐賀市場が後退する。小白炭は依然として辰巳屋が積極的な荷受けを要望し、伏見へ進出するなど販路も拡大していたが、一方で、安政期を過ぎると一手売支配体制への反発が表面化する。辰巳屋の独占によって疎外された天保期以前の取引相手である日向問屋の米屋善次郎は、日向の船主たちと協力しこれを突き崩そうとする動きに出る。船主にとっても辰巳屋の一手売支配体制が崩れるのは欠斤補填をめぐる対立から歓迎すべきものであり、御手山支配人もこれに同調した。しかし、筆頭銀主としての辰巳屋の存在は大きく、これらの動きは頓挫することになったのである。

最後に本稿で分析した日州御手山仕法をめぐる問題と、薩摩藩、および藩財政との関わりについて、ふたつ展望を述べたい。

まず一点目は、安政期に国産品政策として実施された様々な事業と、安政期、阿部正弘政権下での全国的な軍事動員・軍備強化との関係である。本稿で検討した御手山産白炭と同様のことは、やはり斉彬期に「十萬斤時代」と呼ばれる大規模開発が行われた谷山錫山についても当てはまる。斉彬は積極的に資金を投じて錫山を開発し、薩摩国産品として江戸市場に送り込むが、当時の江戸では、大砲鑄造に必要不可欠な錫は急速に需要が高まっており、幕府勘定所から藩へ直々に「御買上」が要請されるほどであった。斉彬はこれに对应、大量の錫を幕府へと提供している^{七〇}。当該期の薩摩藩における国産品開発の政治的・経済的意義を、今後も追求する必要がある。

二点目は、斉彬期における大坂銀主の存在と、彼らの財政運営上の存在感である。本稿では、辰巳屋久左衛門の銀主としての地位が大きく御手山仕法の確立とその後の展開に影響したことを確認した。周知のとおり、斉彬の父斉興の時代、天保七年（一八三六）には大坂銀主に対する藩債二五〇ヶ年賦措置が実施されているが、辰巳屋もその対象であった。このとき債権を切り捨てられた従前の大坂銀主^{七一}「古銀主」たちの中には、鴻池善右衛門のように借銀関係が幕末まで中絶する者も存在した^{七二}。その記憶がいまだ完全に消え去ってはいない中で、斉彬は膨大な支出を要する近代化事業によって時代の変化に対応せねばならず、大坂銀主に頼らざるを得なかった。このためか、斉彬期の史料には大坂銀主、特に「古銀主」とされた者たちとの関係を再構築するような記述が散見する^{七三}。御手山産物のような国産品の利益を優先的に享受させることで、辰巳屋などの

「古銀主」との関係が維持された側面もあるのではないだろうか。死後、残された巨額の藩債で財政担当者を当惑させたという斉彬の財政運営構想が如何なるものであったのか、今後も検討を深めなければならぬ。

例えば、「しかし調所の財政改革がなく藩財政が膨大な赤字を抱えたままで、その上国産品収入も思うにまかせぬ状態であったとする」と、斉彬の事業やその弟久光の活躍はどうなっていたであろうか。それはともかく斉彬以後の薩摩藩活躍、それは近代日本の夜明けを準備するものであったが、その背景に藩財政の安定があったことは歴然たる事実であり、その点調所の存在を抜きに、薩摩藩のみならずわが国幕末史の展開を考えることはできないはずである（芳即正『調所広郷』吉川弘文館、一九八七年、五頁）との見解に端的に示される。

- 一 上原兼善「天保期における領主権力の動向―島津氏の場合―」（秀村選三編『西南地域史研究』三、文献出版、一九八〇年）
- 二 同史料ではこのほか、御薬園方・藍玉方・大根占鉄山・諸所雑紙方・織座・出水塩浜方・細工所唐紙方・実方御試紙漉方・帖佐御試試鉄山方の収支が書き上げられている。三ヶ年平均の利潤が最も大きいのが日州御手山で、ついで藍玉方が一五九四両余、薬園方九三三両余となっている。
- 三 上原兼善「嘉永・安政期薩摩藩の林産物仕法」（柚木学編『九州水上交通史（日本水上交通史 五）』文研出版、一九九三年）。
- 四 前掲註（四）上原論文二七八・二七九頁。
- 五 竹内英夫・高倉又二・上野登著、一九六五年
- 六 松下志朗『近世の山林と水運 日向諸藩の事例研究』明石書店、二〇一一年。

八 前掲註(七) 松下著書六三頁。

九 前掲註(四) 上原論文二七〇頁。

○ 御手山産物のうち、最も利益を上げた櫓木について、本稿では検討を行っていない。櫓木・櫓角は江戸を主な販売市場として出荷されていたが、やはり進出先が模索される仕法初期については先行研究に言及はあるものの、その後の具体的な販売形態などは不明な点が多い。江戸における御手山産物の展開については、安政三年に薩摩藩が幕府に対し国産品の藩邸直捌を願ひ出ており、江戸町奉行所によって市中の障りとならないか諸色掛名主への諮問がなされている(『市中取締書留』国立国会図書館蔵)。当該期の江戸は諸問屋再興後にあたり、諸藩が国産品の藩邸直捌を希望する際は、出入の商人に対するべ売とならないよう再興された仲間との調整が必要であった。本稿では紙幅の都合によりこうした江戸における動向を検討できなかった。今後の課題としたい。

藩の天保改革の結果、南西諸島の砂糖を筆頭に各種国産品の移出先として大坂との結びつきはさらに強まっていた(前掲註(二)上原論文)。また、安政四年に大坂で十両の新作を行なうなど、斉彬は大坂銀主からの積極的な借銀調達を組み込んだ財政運営を構想していた(芳即正『島津斉彬』吉川弘文館、一九九三年)。

二 前掲註(四) 上原論文二七六頁、前掲註(七) 松下著書

三 佐賀市教育委員会『幕末佐賀藩反射炉関係文献調査報告書Ⅱ』二〇一四年九三頁、前田達夫『幕末佐賀藩における反射炉の鑄造記録(2)』『産業考古学』一五一、二〇一四年。以下、前田論文A)一

頁、同『幕末佐賀藩における反射炉操業の変化と画期』(『幕末佐賀藩の科学技術』編集委員会『幕末佐賀藩の科学技術』上、岩田書院、二〇一六年。以下、前田論文B)二四三頁。

四 前掲註(四) 上原論文二七六頁、前掲註(七) 松下著書六〇頁。

五 「調所広郷履歴」(鹿児島県史料刊行会『薩摩藩天保改革関係史料』一、二〇〇〇年所収)。

六 「明治十五年東京山林共進会ノ際上申来歴并褒賞之写」(『宮崎市高岡町古文書史料集(五) 山元家文書』(宮崎市教育委員会・天ヶ城歴史民俗資料館、二〇〇九年)所収翻刻による)。

七 農林省編、朝陽会、一九三〇年。

八 「日本林制史調査資料」(国立国会図書館蔵)。同史料は『林制史資料』編纂にあたってその母体として作成された十七万八九一点もの謄写史料であり、ここから『林制史資料』には三万七〇五六点を選別・収録されている(筒井迪夫『日本林制史調査資料』の保管状況について)、『日本農学図書館協議会誌』一四三号、二〇〇六年(一頁)。

九 林澤直秀『島津家本』の構成と形成過程(『東京大学史料編纂所『東京大学史料編纂所研究紀要』第八号、一九九八年)。

一〇 前掲註(四) 上原論文二六四〜二六九頁。

一一 「山方御産物取しらへ口上覚下書」(山元家文書)。

一二 前掲註(七) 松下著書六四頁。

一三 山元家文書。

一四 「白炭并小白炭其外売捌之儀共大意奉申上候覚」(『林制史資料』所収翻刻を参照)。

一五 本姓和田、居所は吉野屋町。享保期には家産二〇〇万両、手代四六〇人とも称される富商で、近世後期の御用金上納のほか、長者鑑等にも上位で名前が現れる。近世中期には家名横領に大坂町奉行所の汚職が絡んだ「辰巳屋騒動」が知られる。

一六 『浪華百事談』所収の同家発祥の伝説によると、日向の炭商人が西国街道は辰巳村の渡船場を渡る際に財布を紛失したが、船人がこれを保管し翌年返却し、これに感じ入った炭商人の勧めにより船人が炭を商うようになり、やがて大坂へ移り店を構えるようになったことに始まるとされる。真偽はさておくと、辰巳屋の由緒に日向から大坂へもたらされる炭・山産物が深くかわっていたことは興味深い。

一七 「山元氏記録」八。

一八 「九郎談」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『新納久仰雑譜』二、一九八七年)。

一九 「大坂御銀師平御出入」(島津家歴代制度)巻四八、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『薩摩藩法令史料集』四、二〇〇七年所収。以下、「歴代制度」と記述)。

二〇 「玉里島津家史料」(鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵)。

二一 「白炭并小白炭其外売捌之儀共大意奉申上候覚」。

二二 本姓津田、居所は立売堀四丁目。辰巳屋久左衛門同様に御用金上納や長者番付に頻繁に名前を確認できる。薩摩藩館入としては、辰巳屋同様「御銀師」五人の一人であり、幕末期には馬廻格・一〇〇人扶持を与えられ、苗字を許可されている。

二三 「白炭并小白炭其外売捌之儀共大意奉申上候覚」。

二四 「乍恐口上覚」(山元氏記録一五)。

二五 「口上覚」(山元氏記録一八)。

二六 「乍恐口上覚」(山元氏記録一五)。

二七 仲仕とその機能分化については、森下徹『近世都市の労働社会』(吉川弘文館、二〇一四年)一四六頁、一七三頁。薩摩藩蔵屋敷出入りの仲仕についてはなお不明な点が多く今後の課題とせざるを得ないが、寛政九年四月に「大坂上下仲仕共申出候書付」として、荷物により船頭より受け取るべき賃米の規定がなされている(歴代制度)巻之四八)。

二八 安政五年十二月「口上覚」(山元氏記録一八)。

二九 安政六年五月「乍恐口上覚」(山元氏記録一八)。

三〇 元治元年八月「乍恐口上覚」(山元氏記録一五)。

三一 安政六年七月四日「御内意之覚」(山元氏記録一八)。

三二 嘉永五年の対談に現れた長濱屋仁兵衛・河嶋屋仁三郎・備前屋忠右衛門・河嶋屋善兵衛と考えられる。

三四 「日州御手山方御産物一条奉申上候書付」

三四 大白炭一俵につき銀三分二厘五毛宛が課せられるもので、うち一分ほどは仲買へ渡し、残りは正月・極月の増銭や汐待賃・瀬越賃などの諸経費に充てるものだという(山元氏記録一八)。

四五 「御内意之覚」(山元氏記録一八)。

四六 「山元氏記録」八、コマ五六〇〜五七四。

四七 前掲註(七)上原論文二七二頁、佐賀市教育委員会『幕末佐賀藩反射炉関係文献調査報告書II』二〇一四年、九三頁。

四八 前掲註(十三)前田論文二四三頁。

四九 「幕末佐賀藩大砲鑄造関係人名一覽」(佐賀市教育委員会『幕末佐賀藩反射炉文献調査報告書(佐賀市重要産業遺跡関係調査報告書第四集)』二〇一三年、一二八・一二九頁)を参照した。

五〇 公儀御用石火矢鑄立方と思われ、前掲註(四九)「幕末佐賀藩大砲鑄造関係人名一覽」に副島の名前を確認できる。

五一 前掲註(四九)一〇九頁。

五二 辰四月「手覚」(山元氏記録一六)。

五三 辰四月「手覚」(山元氏記録一六)。

五四 辰四月十五日「覚」(山元氏記録一六)。

五五 高岡船主たちにはたびたび運賃引き上げを要求しており、御手山支配人、藩にとつての懸案事項であった。安政五年には大坂の御手山掛をも巻き込んだ協議の結果、辰巳屋久左衛門の取得する余内口銭の一部を「運賃増方」へ振り向ける調整がなされている(山元氏記録一八)。

五六 「山元氏記録」六。

五七 支配人は赤江御用聞の白坂徳次郎。十六反帆・六五〇石積(御手山御内用計当時取扱向大意)、『林制史資料』所収の翻刻を参照)。

五八 船主はそれぞれ、高岡町清水八郎左衛門、同後藤五市、同水間次左衛門。

五九 辰六月「手覚」(山元氏記録一六)。

六〇 表の作成に当たっては、『日本林制史資料』鹿児島藩篇に所収の

翻刻を参照した。

六 同史料の表紙には朱書きで以下の注記がなされている。

順聖公御覽ニ相成候留、本文三ヶ年総書之儀者御手山ニ不限是等ニ類シ候御事業ハ悉皆其向々ニ而御取しらへ御覽ニ相成候との儀謹承仕候付細密ノしらべニ仕候処、此冊ヨリ四五倍ノ紙数相成候処、是ニ而ハ余リニ紙数多、御覽ニ付御太屈ニ被為在候恐レアレハとの御事ニ而、更ニ本文之通取縮メ仕立替差上候事齊彬の御覽のために作成したものだ、紙幅の關係である程度のとおりまとめを行ったとしている。

六二 齊彬の側役堅山利武の「公用控」によると、「一、福岡江追々御廻シニ相成候錫老万斤は、是迄御世話ニ被為成候御挨拶ニ御差引可相成筈候付、豊後殿江申聞置候様ニとの御沙汰被遊候事」と述べている（『堅山利武公用控』安政三年七月二十七日条。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『齊彬公史料』四、一九八四年所収翻刻による）。

六三 前掲註（十三）前田論文B二三六頁。

六四 前掲註（十五）。

六五 申十月「口上覚」（山元氏記録）八。

六六 「山元氏記録」八。

六七 申十一月「口上」（山元氏記録）八。

六八 直前の同年九月には、城州伏見の北村屋嘉兵衛が「売捌方」に任命されており、売捌に関する願書を辰巳屋に対し提出している（「口上覚書」『山元氏記録』八）。

六九 文久元年十一月「乍恐口上覚」（山元氏記録）八。

七〇 本田美穂「品川台場と佐賀藩 鉄製砲の供給をめぐる」（品川区立品川歴史館編『江戸湾防備と品川御台場』、岩田書院、二〇一四年）。

七一 福元啓介「嘉永・安政期薩摩国産錫に見る幕藩関係」（二〇一七年十一月十二日第一一五回史学会大会研究報告）。

七一 拙稿「文化・文政期における鹿児島藩の藩債整理 鴻池との關係を中心に」（『論集きんせい』三八、二〇一六年）。

七一 例えば、「古銀主」として有力なひとりであった千草屋宗十郎は、天保六年に代替わりを行い藩に届け出たが藩からは反応がなく、翌年末に二五〇ヶ年賦の藩債整理を受けた。その後、藩から首沙汰がなかったものの、齊彬が藩主襲封を果たした嘉永四年になると、ようやく藩の側から応答があり、館入關係が再確認された（「御家督一件御屋敷方取扱控」大阪歴史博物館所蔵「平瀬家文書」）。

研究者略歴

福元 啓介（ふくもと けいすけ）

○ 研究テーマ 安政期薩摩藩の財政と山産物仕法

― 日州御手山を中心に

○ 所属 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

○ 略歴

平成22年3月 鹿児島県立甲南高等学校卒業

平成26年3月 東京大学文学部卒業

平成28年3月 東京大学大学院人文社会系研究科修士課程修了

平成28年4月 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

○ 所属学会等 史学会、近世史研究会



審査委員講評

○ 安藤 保 委員

嘉永三年から明治五年まで日向諸県郡で実施された御手山仕法の白炭販売について、御手山支配人山元家の史料を利用したモノグラフであり、販売先である大坂と肥前との関係を取り上げている。

大坂の販売では、辰巳屋久左衛門が売支配人となる経緯が説明され、御手山産物の売捌体制は、従前の炭取引相手ではなく、館入銀主としての回路を利用する形で新たな販路が形成されたことを指摘した上で、販売組織と利益配分、取扱量、販売拡大などにも触れる。また、辰巳屋の一手販売崩しの理由と辰巳屋の反論は興味深い。

肥前への大白炭の販売は、反射炉の燃料としての需要である。大砲製造請負の増加により、白炭の必要性も増加する。肥前への炭荷の輸送は、海難の危険、下り荷利益が見込めないとして船繰りが難しかったが、「余勢」によりそれを可能にした。しかし、安政六年、肥前の反射炉は操業停止となり、大白炭の需要は変化したと指摘する。

大坂における他藩の炭販売との比較検討があれば、薩摩藩の特徴が浮き彫りにされ、研究に幅が出てきたと思われる。今後、斉彬期における他産業の生財についても研究するとのこと。成果に期待する。

○ 佐藤 宏之 委員

幕末から維新时期にかけての薩摩藩の歴史は、薩摩藩主の開明的性格や、近世後期から幕末期における藩の新事業、「近代化」事業（集成館事業）など、「先駆」「栄光」を中心に描かれることが多い。こうした事業を推し進めるためには、その財源の確保が重要であるにもかかわらず、不明な点が多かった。本研究は、こうした課題に切り込んだ論文である。

特に、薩摩藩の直営山林事業である日州御手山について、藩利を得るための国産政策にとどまらない、阿部正弘政権の全国的な軍事動員・軍備強化を支える働きを果たしていたとの指摘は、藩（地域レベル）と幕府（国家レベル）を関連させたもので重要である。また、それを支えた辰巳屋と日向問屋の軋轢は、藩（地域レベル）と全国市場（国家レベル）との関わりを論じており興味深い。

今後、こうした視点を大切にして、研究を進めていただきたい。

○原口泉 委員

島津斉彬のいわゆる集成館事業の財源については、調所広郷の財政改革の成果として備蓄した五十万両などが充てられたという捉え方くらいしかされてこなかった。そうした中で、国産品政策の一つである日州御手山における山産物仕法について明らかにしたことは評価したい。

島津斉彬は、藩外から山師を呼んで石炭の試掘を試みたが、薩摩藩領内には良質の石炭は見つからず、やむを得ず反射炉の燃料は炭の中でも良質な白炭を石炭の代用品として使用したと考えられていた。しかし、豊富な石炭を有する佐賀藩においても反射炉の燃料に白炭を使用しており、日州御手山産の白炭が使用されていたということを解明したことも重要である。

今後の展望としては、「おわりに」の部分で述べているように、天保の改革でいわば切り捨てられた古銀主との関係も含めた大坂銀主との関係を明らかにすることで斉彬の財政運営構想の全体像が見えてくるのではないか。

○宮地 正人 委員

薩藩における日向御手山仕法に関しては、評者の全く知らなかった問題であったため、教えられる処多々。また、経済史的分析にとどまらず、佐賀藩の大砲製造問題とからめて、幕府主導が可能であった安政改革を評価する新たな全国的視野での分析枠組みの提示もユニークなものと感じられる。

特に、評者が教えられたのは、運送する船舶の問題であり、この山産物仕法でも大きな問題として位置付けられており、しかも船主達の発言力が相当に薩藩に対しても有していたことに鑑みると、他藩での幕末期財政運営分析に際しても不可欠の観点であることを痛感した。

福元氏が結論部分で言及している斉彬の財政運営構想の更なる解明が、今後さらに前進することを切望する。